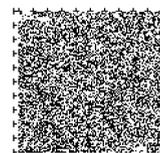


だい 6 きしょうがいふくしけいかく だい 2 きしょうがいじふくし
第 6 期 障 害 福 祉 計 画 ・ 第 2 期 障 害 児 福 祉

けいかく かかるくに きほんししん がいよう
計 画 に 係 る 国 の 基 本 指 針 (概 要)



第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る国の基本指針（概要）

令和2年5月19日 令和2年厚生労働省告示第213号より抜粋

趣旨

【障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針】

※ 以下「基本指針」という。

この指針は、障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和5年度末の目標を設定するとともに、令和3年度から令和5年度までの第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の作成又は変更にあたって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業及び障害児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものである。

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を策定するにあたって、基本指針を踏まえる必要がある。

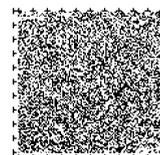
基本理念

【国 基本指針】（基本理念）

市町村及び都道府県は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえつつ、次に掲げる点に配慮して、総合的な障害福祉計画等を作成することが必要である。

- 1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- 2 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- 3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- 4 地域共生社会の実現に向けた取組
- 5 障害児の健やかな育成のための発達支援
- 6 障害福祉人材の確保
- 7 障害者の社会参加を支える取組

これまでの基本理念に加え、障害福祉人材の確保と、障害者の社会参加を支える取組が追記された。



成果目標

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国 基本指針】

- ・令和元年度末時点における施設入所者の6%以上が令和5年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和5年度末時点における施設入所者を、令和元年度末時点から1.6%以上削減することを基本とする。

施設入所者の6%以上（前期9%以上）が地域移行する目標と、施設入所者の定員を1.6%以上（前期2%以上）削減する目標が設定された。

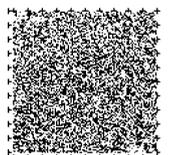
2 精神障害に対応した地域包括ケアシステムの構築

【国 基本指針】

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、成果目標を次のとおり設定する。

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。
- ・令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）の目標値を国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・令和5年度末における入院3ヶ月後時点、入院後6ヶ月時点及び入院後1年時点の退院率の目標値をそれぞれ69%以上86%以上及び92%以上として設定することを基本とする。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすること、入院後3カ月時点の退院率を69%以上、6か月時点の退院率を86%以上（前期84%以上）、1年時点の退院率を92%以上（前期90%以上）という目標が設定された。



3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【国 基本指針】

市町村又は各都道府県が定める障害福祉圏域において、令和5年度末までに、障害者の地域での生活を支援する拠点等を一つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

地域生活支援拠点等について、各市町村又は各圏域に一つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することが目標として設定された。

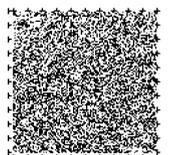
4 福祉施設から一般就労への移行等

【国 基本指針】

- ・令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上にすることを基本とする。そのうち、就労移行支援事業については1.30倍以上、就労継続支援A型事業については概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。
- ・令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ・就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

福祉施設利用者のうち一般就労する者を令和元年度の就労者数の1.27倍以上（前期1.5倍以上）とすることとし、就労移行支援事業については1.30倍以上、就労継続支援A型事業については概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すという目標が設定された。

また、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用すること、就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすること、という目標が新たに設定された。



5 障害児支援の提供体制の整備等

【国 基本指針】

- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- ・令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・令和5年度末までに、各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。
- ・令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。
- ・令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

前期に引き続き児童発達支援センターを各区市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置すること、全ての区市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築すること、主に重症心身障害児を支援する事業所を各区市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保すること、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けることという目標が設定された。

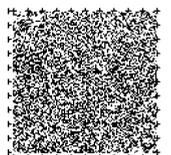
また、各都道府県において難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保すること及び医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することという目標が新たに設定された。

6 相談支援体制の充実・強化等

【国 基本指針】

- ・令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

各区市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保するという目標が新たに設定された。



7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【国 基本指針】

- ・ 令和5年度末までに、都道府県及び市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

各都道府県及び各区市町村において、サービスの質の向上を図るための体制を構築するという目標が新たに設定された。

【その他の検討項目】

その他の検討項目として以下の項目等が挙げられている。

- ・ 障害者虐待の防止
- ・ 意思決定支援の促進
- ・ 障害者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進
- ・ 利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実
- ・ 依存症対策の推進
- ・ 発達障害者支援の一層の充実

